*様式第３号（第６条関係）別紙*

# 議員特別研修実施報告書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 報告議員名 | 立身　万千子 | 報告日 | 令和８年６月２３日 |
| 調査研究・研修等<br>名　　称 | 第60回議員の学校 | | |
| 実　施　日 | 令和８年５月１５日、１６日 | | |
| 会　　場 | オープンイノベーションフィールド多摩国分寺館 | | |
| 調査研究・研修等の<br>概　　要 | ①民主主義の原点と未来　Ⅰ「考える力を手放さない」<br>②日本国憲法に基づく「軍事を拒否する地方自治体」の道を開いてきた80年<br>③学校の「今」と「これから」を考える～教室から見た学校の特殊性<br>④「江戸から見直す現代日本の民主主義」 | | |
| 調査研究・研修等の<br>成果と感想 | 別紙のとおり | | |

※1調査研究・研修等の成果を証する書類の写しを添付してください。
※2調査研究・研修等に要した費用の支出を証する書類を添付してください。

第 60 回　議員の学校　　研修受講報告　　2026，5，15～16　　国分寺市

テーマ：民主主義の原点と未来　Ⅰ「考える力を手放さない」

第 1 講　講師：荒井文昭氏…多摩住民自治研究所理事長

　講師の主張＝世の中がどんなに先行き不透明でも「考える力」を持っていれば何とか生きていくことが出来る。その考える力を誰もが身につけるためには、学ぶことが権利として、一人一人に実現されなければならない。（具体的には）日々の生活の中で生じる様々な疑問が無視されるのではなく、その疑問に向き合うために立ち止まり、考え、話し合うためには、学ぶことが必須であり、社会によって権利として支えられることがカギになる。

１，　学習する権利としての「教育を受ける権利」（日本国憲法 26 条）

　　各自が、一個の人間として、また一市民として成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利…1976 年 5 月 21 日最高裁判決～～子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、子どもの学習する権利に対応し、その充足を図り得る立場にある者の責務に属する。

　　＊学校や公民館、図書館、博物館、美術館などの教育機関が自治体に置かれている理由は、学ぶことを権利として生活し生業している住民に保障するため。

２，しかし、学習する権利の転換政策がなされ、憲法と教育基本法（1947 年）、最高裁判所大法廷判決（1976 年）が大きく変容していくことになる→

2006 年教育基本法改定によって、追加された教育目標が下記の 5 項目

① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと

④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2006 年 9 月 1～2007 年 8 月＝第 1 次安倍内閣で教育再生会議発足

*いじめ問題に対する教育委員会対応批判を契機とし、上記 5 項目の法定化の他、教員免許更新制の導入、指導力不足教員の制度化、等々。

2012 年 12 月～2020 年 9 月の第 2 次安倍内閣以降＊道徳の教科化、全公立学校へのコミュニティスクール設置努力の義務化、自治体条例により、特定公民館などを首長部局に移管可能等々、経済政策とセットにされる形で「規範意識を学校でしっかり身につけさせ、世界のリーダーとなる日本人を育成する」ことが掲げられた。

このことは「権利としての教育」から「手段としての教育」へ転換する政策を意味する・・・

2012 年 4 月に自民党から出された日本国憲法改正草案で、現憲法 26 条に「国は、教育が国の未来を切り拓いていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」と追加している危険性を重視しなければならない。

＊1947 年教育基本法に規定されていた「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」が削除され「この法律および他の法律の定めるところにより行われるべきもの」に書き換えられた。また「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」も削除され「教育に関する施策の策定と実施」に書き換えられた。

*戦後「条件整備」に限定されてきた教育行政は「教育施策の策定と実施」として対象範囲が教育内容や教育方法に関わるものにまで拡張されるようになってきている。

それにより　教育現場の裁量、特に教育職員の専門的領域は自治体によっては大幅に縮小されるようになってきている。

＊各まちの住民が、生涯にわたって自由に学習することができるための条件整備の役割と責任が、各自治体に問われている。限られた財政状況下においても知恵を出し合いながら、権利としての学びを持続させていくことが希望に繋がる。

**第 60 回　議員の学校　「民主主義の原点と未来」～考える力を手放さない**

**第 2 講義　「日本国憲法に基づく“軍事を拒否する地方自治体”の道を開いてきた 80 年**を確認する

講師：池上　洋通　氏（地方自治研究者・おきなわ住民自治研究所理事）

＊日本国憲法は大日本帝国憲法（明治憲法）の改正憲法である。

・明治憲法の改憲規定…第 7 章　補則　第 73 条「将来、この憲法の条項を改正するの必要あるときは勅命をもって議案を帝国議会の議にふすべし。この場合において両議院は各々その総員 3 分の 2 以上出席するに非されば議事を開くことを得ず。出席議員の 3 分の 2 以上の多数を得るに非されば改正の議決を為すことを得ず。（●明治憲法には国民投票の規定はない）

**・現憲法の「改憲」についての規定**は？

**日本国憲法第 9 章「改正」　第 96 条「憲法改正の手続き」**各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする

＊。1928 年（昭和 3 年）「パリ不戦条約」今も生きているこの国際条約を日本も締結

これは、戦争の放棄を意味するが、日本は脱退しないまま満州事変を起こした→

その後は全部条約違反！

**＊基本的人権に関わる規定**＝現憲法 3 章

**第 11 条**　国民は、すべての基本的人権の**享有**（生まれながらにして持つ）を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、ことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。

**第 12 条**　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉（誰もが等しく権利を持っている：労働基準法など）のためにこれを利用する責任を負う。

**現憲法　第 10 章　最高法規**

**第 97 条**：この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである=国民が怠けていたら侵されてしまう…

**第 98 条**：この憲法は、国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。（子どもの権利条約などは憲法に明記なくても入っている）

**第 99 条**：天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う。

**＊日本国憲法第 8 章…「地方自治」**

**第 93 条**：地方自治体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

**第 94 条**：地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

＊非核平和自治体宣言（全会派一致でつくられた！）を行なっている自治体は

全人口の 97～98%＝軍事を拒否する地方自治体（横手市も）

**しかし、「違憲」との指摘を受けながら大々的に展開される日本国内の軍事体制**

この現実はなぜ？例）沖縄の貧困、特に子ども→国の補助金交付

例）北海道…空白地域を米軍が自由に使うーー補助金交付

・このように、地方自治体が貧困になればなるほど国のアメとムチが酷い！

2015 年 4 月 1 日、安保法制の全面改定がなされた

（秋田駐屯地・新屋演習場・秋田分屯基地……日米軍事協定で広がる危険

**第 60 回　議員の学校　民主主義の原点と未来**

**第 3 講義　学校の今」と「これから」を考える～教室から見た学校の特殊性**

講師：宮澤弘道氏（都内公立小学校教員。多摩諸とう地区教職員組合執行委員長

・今、教員不足は経験のない段階へきている。（しかし都の教育委員会では産休・育休代替教員の不足はその中に含まれていない）

・現場のブラック労働問題だけではない←学校運営を学級運営と勘違いする校長多い

＊特殊な学校文化…整列・前ならえ・理不尽な校則など

＊「人権教育」と「道徳教育」の違い

**「人権教育」**＝生まれながらにして有している人権を権力から取り戻す教育＝不変

**「道徳教育」**＝その時々の社会体制を維持するための教育＝時代によって揺らぎ変わる

例：戦前・戦中の道徳的大義は「お国」「天皇制」の堅持

一般的に言われる「入学前に身に付けたい習慣が保護者・子どもに強制される

＊教員不足解消のためには

●教育現場：組合を中心に民主的な職場を取り戻し、教育内容・賃金・労働条件の向上を図る。（個々人が頑張っても状況は変わらない・教職員団体は数が力）

●市民：草の根で教育を話題にし、広く皆で考える場を設け、少しずつでも現状のバージョンアップを図る（革命ではなく調整の視点で異なる意見の市民も振り向かせる

●議員の責務：教育への政治介入は慎重に！あくまでも子どもや教員の「人権」が守られているかを監視する立場

＊現場や市民から教育労働運動を展開することで、待遇・魅力の向上が図られる

⇒教員不足解消へ進む！

＊講師の考える教員とは・・・誰がやっても良い仕事・理想を語れる仕事・半径１メートルが大切な仕事

**第 60 回　議員の学校　民主主義の原点と未来～考える力を手放さない**

**第 4 講義「江戸から見直す現代日本の民主主義」 講師：田中優子元法政大学総長**

“危機に直面する民主主義をリニュウアルするには・・・ヒントは江戸時代にあった”

＊戦国時代・・・内戦の時代→これをやめよう！と徳川氏

活字印刷技術・参勤交代による二重生活→街道にて交流活発

日本国の概念はなく、自分の国＝藩

鎖国法は存在せず・・・長崎を通せば外国人は日本に入れた。

例）オランダ商館を通し、長崎から江戸へ、300 人ほどが来ていた。

ロシアとの関わりもあり、欧州の情報が入手できた。

1866 年（慶応２）赤松小三郎が普通選挙による議会制民主主義を提案

彼は、選挙のことを「入札…いりふだ」と表現（当時、村などの共同体では話し合い

で決着がつかない場合、選挙を行なっていることがあり、それを「入札」と言っていた。

天皇による統一国家は、誰も考えなかったのに、日本という単位で提案している。

（諸地域から数人ずつ合計 130 人、それに対し、わずか 30 人を公家、諸侯、旗本から

選挙する構想）＝＝談論（議論）によって合意形成する江戸時代の地方行政や権力

を分散する方法などが欧州の政治と出会ったとき、自発的に生まれた発想と考えられる。

（現行憲法を「押し付けだ」と言い募る人に、赤松の著書を読んでほしい・・・）

＊地方の自治組織に「長」はいない。庄屋や名主は居ても、すべてが住民自治

「一揆」…徒党を組み、契約文言、起請文を作り、署名する（傘連判、車連判）

「愁訴」…窮状を訴えること。要求事項を記載した「百姓申し状」を具体的に読み上げ

「越訴」…訴訟の手続きの段階を飛び越して行なう訴え。百姓の意向を負って、村役人が単独もしくは少数で直訴することが多い。

呼びかけ・頭取（首謀者）のいる村を「発頭村（ほっとうむら）」として廻状を作る。廻状には一揆の目的、日時、年令範囲（ほとんどの場合 15～60 歳）、廻す方法、違反者への罰則が書かれる。

「強訴（ごうそ）」…愁訴または越訴が受け入れられかった場合、要求する相手に集団で直訴すること。この際に打ちこわしが行なわれることがある。

一揆当日：蓑傘をユニホームとする（誰なのかがわからないように、署名も丸く書く）篝火をつけ、松明を持ち、鐘や半鐘が鳴らされ、ほら貝が吹かれ、ときの声を上げ、出動を促す。

「逃散」…愁訴、越訴、強訴いずれも受け容れられなかった場合、百姓たちが田畑を捨て、

山林に入ったり、他の土地に集団で移住する。・・・・1960 年代の漫画「カムイ伝」参照

**「江戸時代の学校」**

1850 年頃の江戸での就学率は 70～86%（農村部も含めた江戸府内全体…小さい村でも 5 か所はあった）市中で生まれ育てば、裏長屋の子どもでも手習いに行かない子はほとんどいなかった。…手習い卒業生は農民文人結社、俳諧グループなどで継続。

・師匠の身分…武家、浪人、医者、神官、僧侶、山伏など様々だが庶民が多かった。

**寺子屋（手習い）**…いわゆる「学級崩壊」が特徴＝子どもを管理するという考えは無い。

子ども一人一人に「チューター」がついていた。それでも遊びながら、役者絵を描いたり、大人の入れ墨をマネ、自分の腕に墨でいたずらをしたり、手習い帰りに、子どもたちで銭湯にいったりと自由に楽しんでいた～～～が、

**「藩校・私塾での学び方」は重要**

＊論語の暗唱で、知性とは何か！　　を知る＝＝学問の基本

「子曰く、学びて思はざれば　即ち　くらし。思ひて学ばざれば　即ち　あやうし」

① 素読・自読課程（声を出して身体で覚える）

② 講義課程→聴講学習（身体で覚えた言葉の意味を伝達される）いくら質問しても可

③ 会読・会業・輪講とも。数名から 10 名のグループをつくって議論展開、共同学習する

＊**まとめ**：手習いは、一斉に同じテキストではない。個々のチューターが相手をする。

学んだことを、自分の言葉を紡いで議論をすることの大切さ。

＊人権思想は明治時代からあった・・・「天分人権説」

しかし政治体制にまで及んでいない。政治体制は、議会をつくった。

にも拘わらず、伊藤博文が為政者となり、人権は無視している。

・・・・民権（人権）思想は、いまだ国民の中に育っていない！